公 示 送 達 書

告　示　第　201　号
令 和 8 年 11 月 6 日

大野城市長　堤　かなめ
（国保年金課国保年金担当）

行政手続法（平成5年法律第88号）第30条及び第31条の規定に基づき、大野城市国民健康保険税滞納世帯に係る事務処理要綱（平成13年要綱第７号）第4条に係る書類について、下記のとおり公示送達します。

なお、下記の書類は大野城市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

記

１．公示送達する書類

(1)　「特別の事情に係る届出について」

２．公示送達を受けるべき者

No.	氏　名	住　　所
1	丸山　貴文	大野城市栄町２丁目５番２４－３１０号
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		